

お子さんの命を守るのは、あなたです!!

普通自転車の二人乗りは禁止!!

~ただし、この場合は乗車可能です~
(乗員人員の除外規定)

(神奈川県道路交通法施行細則第9条第1号)



幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させる場合

幼児1人をひも等で確実に背負う場合



※抱っこひもを使用して前抱っこすると、ハンドル操作の妨げになるのでやめましょう。



幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させ、幼児1人をひも等で確実に背負う場合

★16歳以上の者が運転し、
★小学校就学の始期に達するまでの者を乗せる場合に限って認められます。

ただし！

幼児二人同乗用自転車 ※1
の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させる場合

※1二つの幼児用座席を設けるために必要な特別な構造又は装置を装備している自転車



この乗り方は絶対禁止です！

幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させ、幼児1人をひも等で確実に背負っている場合

子供の命を守るために…ヘルメットを着用させ交通ルールを守りましょう！！

～神奈川県警察～

川崎市・川崎市交通安全対策協議会

自転車の幼児用座席に乗せることができる子供の年齢制限が 令和3年4月1日から緩和！！



『**6歳未満**』から『**小学校就学の始期に達するまで**』乗車可能に！

(神奈川県道路交通法施行細則第9条第1号の一部変更)

年齢等	5歳		誕生日	6歳	
	年中	年長		小学1年生	
改正前	○	✗		・誕生日を迎えた日から乗せられなくなる ・通園に弊害が出る可能性がある	✗
改正後	○	○	↓	・小学校就学の始期に達するまで乗せられる	○

幼児用座席に子供を乗せるときは**安全第一**！

安全に乗るために？



安全性を重視

安全基準を満たした
自転車に乗りましょう。



ヘルメット着用
頭のサイズに合った
ヘルメットを必ず
着用させましょう。

幼児用座席のサイズ
体に合った幼児用座席を
利用しましょう。

お子さんの命を守るのは保護者の責任です！

(駆動補助機付自転車)

電動アシスト自転車の快適ライフを!

運転操作と交通ルールを守って楽しく安全に!!



注意!!

バランス崩して、

転倒多発!!



電動アシスト自転車ってどんな乗り物?

自転車だけど...ここが違う!!

充電式でスイッチオン

家庭用電源で充電し、充電池を自転車にセットし、スイッチを入れると、電動アシストスタート。

アシストにより加速

ペダルに足をかけると、電動アシストにより上り坂でも楽々走行。

車体の重量が重い

充電池やモーターがある構造のため、普通自転車(軽快車)より1.5~2倍重い。

乗り方次第で、思わぬ危険が!!



★電動アシスト自転車の安全な乗り方ポイント★



スイッチを入れる時は、ペダルに足をかけない!

ペダルに片足をかけてスイッチを入れると、アシスト力が働き、自転車が動き出してしまうことがあります。スイッチを入れる際は、自転車にまたがり、両足を地面についた状態で行いましょう。

加速具合を確認しましょう!

初めて乗る時は、電動アシスト自転車の感覚をつかんでから乗いましょう。

車体が重いので気をつけましょう!

車体が重いため、軽快車よりブレーキが効きにくく、バランスを崩しやすいので、低速時や、段差などを走行する時は注意しましょう。

「けんけん乗り」「立ちこぎ」はやめましょう!

ペダルに片足をかけて助走する「けんけん乗り」をすると、モーターが作動して思わぬ急加速で、バランスを崩すおそれがあります。しっかり、サドルに腰掛け、安定した体勢で走行しましょう。

ヘルメットを着用しましょう!

子どものヘルメットは、必ず乗せる前に被せましょう。大人も、ヘルメットを被りましょう。



人が交通ルールを守り、子ども達の良いお手本になりましょう!

～神奈川県警察～

川崎市・川崎市交通安全対策協議会

市内で自転車関係事故が増加中！

自転車も車の仲間です。
ルールとマナーを守りましょう。

※道路交通法上、自転車は車両（軽車両）と位置付けられており、原則として車両等の道路標識等を守らなければなりません。

守りましょう！

自転車の基本的な通行ルール

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外※



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用



※普通自転車が歩道を通行することができる場合

- ・標識などで自転車の歩道通行を許可しているとき。
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するとき。
- ・自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。
(例 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側通行が困難なときなど)

自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。

「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、神奈川県内で自転車に乗る人は、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。必ず加入しましょう！

自転車損害賠償責任保険等とは・・・

自転車の利用に起因する事故により、他人の生命または身体を害した際に生じた損害を補償することができる自転車向け保険のことをいいます。

●自転車損害賠償責任保険等の例

- ・自転車向け保険
- ・自動車（任意）保険の特約
- ・火災保険の特約
- ・傷害保険の特約
- ・会社等の団体保険
- ・PTAの保険
- ・共済
- ・TSマーク付帯保険（自転車安全整備士による点検を受けることで加入できます。）
- ・クレジットカードの付帯保険

事故を起こし、相手に怪我をさせてしまうと高額な賠償金の支払いを命じられることがあります。

自転車事故の高額賠償事例

約9,500万円（平成25年7月神戸地方裁判所）

悪質な自転車運転者の講習義務化

3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返した者に対し、公安委員会は自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるよう命令することができます。受講しなかった場合には5万円以下の罰金が科せられます。

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路での歩行者妨害
- ・通行区分違反
- ・路側帯での歩行者妨害

- ・遮断機が下りた踏切への立入り
- ・交差点での優先道路通行車の妨害等
- ・右折時の直進車等優先車妨害
- ・環状交差点安全通行義務違反等
- ・一時停止違反

- ・歩道での歩行者妨害等
- ・ブレーキ不備の自転車運転
- ・酒酔い運転
- ・安全運転義務違反
- ・妨害運転

これらは
全て違反行為です。
自転車は、正しく安全に
利用しましょう！